2022年 5月 15日 No.230　　発行責任者 田中 孝史

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしん

第230号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3－6－3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

朗報！運動と交渉で勝ちとる

アソシエイト社員も有給の病休

最高裁判決に正しく照らし合わせる

会社は昨年9月、郵政20条裁判最高裁判決に踏まえ、「労働条件の見直し」提案をだしてきました。

その中でも病気休暇に関しては、暦日31日以上の療養が必要な場合のみ使用可能というものでした。これは初日から有給の病気休暇がとれる正社員には労働条件を改悪するものでした。

不利益変更を許さない運動と交渉を行う

郵政ユニオンは最高裁判決にふまえた労働条件にすべきであって、労働条件を改悪する「見直し」はするなという運動と交渉を行ってきました。その結果、3月に新たな「見直し」を出してきました。

その内容は、療養が必要と医師が判断した証明書か診断書のどちらか片方があれば初日から有給の病気休暇が取得できるようにするというものです。この病気休暇「見直し」は5月1日から実施されています。

今回の会社の見直し案（2022年5月1日より実施）

正社員

0 日	90 日 or 180 日
病気休暇（有給）	休職（無給）〔傷病手当金〕

アソシエイト社員（有給の病気休暇を30日付与する：勤続10年以上は60日）

0 日	30 日 or 60 日	90 日
病気休暇（有給）	病気休暇（無給）〔傷病手当金〕	休職（無給）〔傷病手当金〕

これにより、アソシエイト社員も有給の病気休暇が初日から取得できるようになり、今までの無給の病気休暇から大きく改善されました。

しかしながら、今回の「見直し」では、無期転換していない期間雇用社員の病気休暇については無給のままです。

有期雇用は未だに無給の病休

最高裁判決は有期の期間雇用社員にも有給の病気休暇を認めるものになっています。会社は事あるごとに法令を守ると言っています。法令を守るというのならば最高裁判決にふまえた労働条件に一刻も早くするべきです。そのことを郵政ユニオンは強く求めておきます。

皆さん、一緒に頑張っていこう。

んぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしんぶんか